

役員候補者選定規程（平成27年10月15日 理事会決議）

（目的）

第1条 この規程は、役員候補者選定における透明性の確保並びに円滑かつ適正な役員候補者の選定を図ることを目的とする。

（役員候補者の推薦等）

第2条 役員候補者の推薦及び立候補（以下「推薦等」という。）は次によることとし、関係者は、同一企業に属する複数の者が役員候補者となることのないよう配慮することとする。

- ① 支部幹事会において選任された理事候補者の推薦 支部ごとに1人
- ② 理事会による推薦 定款に規定された役員数。ただし、理事については、定款に規定された理事数から前号の人数を差し引いた人数
- ③ 会員による立候補 会員10人の推薦を得た者
- ④ 会員による推薦 1会員につき1人

（推薦等の手続）

第3条 前条第1号、第3号及び第4号の推薦等の手続は、次のとおりとする。

- ① 第1号の手続 様式第1号により支部長が本部事務局長へ推薦通知を行う
- ② 第3号の手続 様式第2号により立候補者が立候補届を本部事務局長へ提出する
- ③ 第4号の手続 様式第3号により推薦者が推薦書を本部事務局長へ提出する

2 会員による推薦等のため、本部事務局長は、会員に対して必要な手続の周知を行うこととする。

（役員候補者の決定）

第4条 第2条第1号及び第2号により推薦のあった者を候補者とする。

2 第2条第3号及び第4号により推薦等のあった者については、理事会で確認の上候補者とする。ただし、第4号により推薦のあった者については、同一人に対する推薦書が合計10人以上の会員から提出された者を理事会での確認対象とする。

3 理事会は、同一企業に属する複数の者が第2条第1号により推薦された場合には、関係支部に対してその調整を要請することができる。

4 理事会は、同一企業に属する複数の者が第2条第3号又は第4号により推薦等のあった場合には、その確認に際し調整することができる。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項に掲げられた者は、候補者とすることができない。

6 第2項による確認の結果については、本部事務局長から推薦等のあった者に対して

通知することとする。

(推薦等の要件)

第5条 会費の滞納がある会員は、第2条第3号による立候補及びこれに係る推薦はできないこととし、第2条第4号による推薦もできないこととする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、定款附則第1条の登記の日（平成28年4月1日）から施行する。

様式第1号 理事推薦通知書

候補者	フリガナ 氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	所属事業場の名称			
	所属事業場の所在地	〒		
	役職名		電話	FAX
	支部での役職名	有( )・無		
	自宅住所	〒	電話	FAX
推薦者	支部幹事会			

様式第2号 立候補届

候補者	フリガナ 氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	立候補する役員の種別 (どちらかに○)	理事		監事
	所属事業場の名称			所属支部
	所属事業場の所在地	〒		
	役職名		電話	FAX
	自宅住所	〒	電話	FAX
	立候補の理由(活動実績、経歴、所信など)			
推薦者1	氏名			
	所属事業場の名称			
	所属事業場の所在地			
	電話	FAX	所属支部	
推薦者2	氏名			
	所属事業場の名称			
	所属事業場の所在地			
	電話	FAX	所属支部	
推薦者3	氏名			
	所属事業場の名称			
	所属事業場の所在地			
	電話	FAX	所属支部	
推薦者4	氏名			
	所属事業場の名称			
	所属事業場の所在地			
	電話	FAX	所属支部	
推薦者5	氏名			
	所属事業場の名称			
	所属事業場の所在地			
	電話	FAX	所属支部	

※ 推薦者6～10は、本様式を続紙として使用し、「推薦者1～5」を「6～10」に修正のうえ記載する。

様式第3号 推薦書

候補者	フリガナ 氏名			
	推薦する役員の種別 (どちらかに ○)	理事	監事	
	所属事業場の名称			所属支部
	所属事業場の所在地	〒		
	役職名		電話	FAX
	支部での役職名	有( ) ・ 無		
推薦者	氏名			
	所属事業場の名称			
	所属事業場の所在地			
	電話	FAX	所属支部	